

議会運営委員会記録

1. 期日 令和3年11月18日(木) 開会 13時30分
閉会 14時50分
2. 場所 議場
3. 議題
①令和3年第4回二宮町議会定例会の運営について
②令和4年二宮町議会定例会開催予定表(案)について
③二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項について
4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、二宮委員、羽根委員、松崎委員、渡辺委員、
前田委員、一石委員、善波議長
事務局 二見事務局長、黒石庶務課長、寺口副主幹
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 2名
一般傍聴者 0名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和3年第4回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。議題は、令和3年第4回二宮町議会定例会の運営についてとする。執行者側より説明をお願いします。
- 総務課長 「令和3年第4回二宮町議会定例会上程議案説明資料」に基づき説明。議案等の発送日だが、11月24日の水曜日で午前中までに用意し、午後には発送できていると思っている。
- 委員長 これより質疑に入る。
- 渡辺 番号6, 7, 8, 9が期末手当と地域手当についてだが、順番は一般職の期末手当、職員の期末手当、職員の地域手当、会計年度任用職員の地域手当と入れ違いになっているのが、とても違和感がある。こういう順番にする理由はあるか。
- 総務課長 この後、議事日程については、おそらく局長から説明があると思う。今回の町側の説明資料として出させている資料については例規集の順番で資料を並べている。これは過去からずっとそういうふうになっている。表題の右側の下に例規集1の何々と書いてあるが順番通りになっていると、ご理解いただければと思う。

委員長 他に何かあるか。他に無ければ事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

局長 「令和3年第4回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」資料に基づく説明。12月1日①の諸報告は議会運営委員会の委員、議会だより編集委員会の委員、議会基本条例推進委員会の委員長及び委員の変更について報告を行う。テレビ放映日は12月1日の補正予算、9日、10日の一般質問となっている。

委員長 ただいま局長から説明があったが、この中で協議を要する事項について皆様に協議をしていただきたいと思う。お手元の資料をご覧ください。協議・確認事項である。請願及び陳情の取り扱い・執行者への出席要請についてである。陳情者の出欠席について事務局より説明いただく。

庶務課長 陳情者の出席だが、連絡したが④、⑤、⑥、⑦、⑧は欠席である。⑨は都合がつけば来たいということだった。

委員長 今回において陳情が6件あるが、その中の5つは陳情者が来ない。最後の大変難しい問題に対して、来れたら来たいということで期待できるのかできないのか分からない状況である。

「④沖縄本島南部土砂採取計画撤回に関する陳情書」について皆さん、ご意見よろしくをお願いします。

二宮 添付資料というのが私たちの手元になく、説明の方もいらっしやらない。書いてあることは、人道的なことというのは十分理解できるが、沖縄県議会の決意書もなく、説明者もいらっしやらない。わが町では、そういう調べる課もなく、机上配付で私は致し方ないかと思う。

委員長 机上配付ということだが他にご意見あるか。

渡辺 添付資料はいただけるという理解のもとに限られた資料であっても非常に大切な案件であると思う。私は委員会に付託してはどうかと思う。

一石 机上配付という意見もあったが、趣旨説明に来られないということだが、自治体が日本全体でたくさんある中、全部に説明に来るといのは非現実的であり、これを出したということを受け止めるのが議会の役割だと思うので審査すべきではないかと思う。

委員長

他に意見が無ければ賛否を問いたいと思う。お二人審議すべきだと意見があったが机上配付という意見もあった。机上配付に賛成の方の挙手をお願いします。5名である。机上配付に賛成多数で机上配付とさせていただきます。

「⑤安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情」である。これについてはいかがか。

渡辺

コロナ禍で病床の問題が非常に焦点となった。今は落ち着いているようだが、今後のことを考えると、きちんと検討しておく必要があると思うので、審議を求めたいと思う。

二宮

コロナ禍における教訓というのは現状いろいろ見直され、新しい取り決めなども今後出てくるということを報道で伺っている。陳情項目の3番だが、医療費の2倍化を中止するということで、2割負担で意味は同じだが、見る方からすると精神的負担が増すような記入もある。2倍化を中止した場合、どのくらいのものにしたいのかが明確にされていない。全くゼロというのは先細りで無くなってしまふ。陳情項目を見ると、これからの世の中厳しいのではないかということを感じた。国が手を入れているところもあるので国の動向を見たい。また説明者もいらっしゃらないということで、私は机上配付である。

松崎

コロナ禍ということで、こういう陳情が出されたというふうに取り上げられる。今回振り返ると、最大の問題は医療ひっ迫で、私が見たところ医療ひっ迫で病院に入れず、自宅療養している。それで命を失った方がたくさんいた中で、民間の医療機関でベッドがたくさん空いているということがあった。あまり新聞では表立って報道されていないが、後半、国でコロナ関係の助成金を受け取っているなら、ちゃんと受け入れるべきという話が盛り上がっているところで、コロナが収束に向かったという経緯があるというふうに感じている。一番携わらなければならない一つで、民間医療機関でベッドが空いていたにもかかわらず、受け入れないというこの現実をどう理解するのかということ、実はzoomのミーティングで当時の河野大臣に話を伺った。民間の医療機関が受け入れたら、医療従事者が辞めていってしまうという話が出た。私はコロナを振り返った時に、最大の問題だと思っていたが、これを読んだときに、触れられていないのが私は非常に違和感がある。そんなこともあり、これは付託して審議することに値しないという気持ちに傾いている。

委員長

松崎議員は机上配付すべきだということだった。他に意見あ

るか。

一石

これは現場の労働者からの陳情で、議員のそれぞれの考えとは違うと思う。議員が持っている考えと違うからといって現場から出た陳情を机上配付にするという判断には賛成しかねる。これは刻々と動いているところで、かつてないということもあり、今もいろいろな意見が出たので、そういう意見をもとに議会で議論するのも大変有意義なことかと思うので審査すべきだと思う。

委員長

説明者がいないということで机上配付にするのがよいかと判断するので、机上配付に賛成の方の挙手をお願いします。挙手5名である。よって⑤は机上配付とする。

「⑥介護施設の人員配置基準等の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」である。これについて意見はいかがか。

渡辺

町の状況を見た時に、非常に関連のある陳情だと思うし、町の状況を聞くのに、ちょうどよい陳情ではないかと思うので私は審議すべきだと思う。

一石

私も先ほど述べた理由で審議すべきだと思う。

委員長

先ほど述べたというのは2回述べているので、簡単でよいので一言理由をおっしゃっていただきたい。

一石

現場の労働者の意見であるので、しっかり議会として受け止めて審査すべきだと思う。

羽根

私は机上配付でよいと思っている。人員の配置基準で、この問題が解決していくのかという問題があるかと思う。国がそうすることで、かえってこういう人員を配置できないということにもなりかねない、人手不足の関係である。先ほどのものも同様だが、そういった理由から今回は机上配付でよいのではないかと思う。

二宮

今回新たな総理大臣が誕生して、介護の場とか介護士さんの給料が上がると、いろいろと今審議している。そういうのがあって、そういう問題が解消されるのではないかと思うが介護保険財政における国の負担割合を大幅引き上げるという理想はいいが、財源はどうしたらよいか。

委員長

すまないが、あまり中に入りこまないでほしい。審議は取り上げた時にやるので簡単に反対理由をおっしゃっていただきたい。

二宮

これは疑問に思うので机上配付でお願いする。

松崎

大原則としてここは二宮町の議会なので、二宮町の町民から本当に切実な思いが上がってきたら、徹底的にそれを受け入れて審議して、必要に応じて叶えてあげるとというのが私たちの立場だと思う。私は3年間議員をやっていて、必ずしもそうではないと、特定のプロパガンダと思わせるようなことが多々あるというのが私の印象である。先ほど現場の労働者の思いがあったが、神奈川県医療労働組合連合会というのが、本当に現場労働者の総意を表しているのかということになると、労働者が組合に入っている人の割合を聞いてみたい。ところが実際いらしやらない。そういったことも聞かないということになると、先ほども言ったように労働者の切実な思いなのかと。仮に付託して審議したところで確認することができないと思ったので机上配付とさせていただきたいと思う。

一石

この議会では気候変動に関する陳情が出た時にも机上配付となった。同じ陳情を大磯、小田原でも出されたが、しっかり審議された。議会は政治について、しっかりと議論する気があるのか非常に疑問に思う。町民が出した陳情はしっかり議論するが、町民以外から出たような議論はしなくてもよいような発言があったが大変問題だと思う。私たち議会はもっと勉強すべきだと思う。レベルが問われるなど思う。

松崎

議事録を見ていただければ分かるが、町民だから受ける、そうでないから受けないとは私は言っていない。町民でなくてもこの町に関係してくることだったら、今回の本会議だとウイグル人の話が初日にあるが、直接的に二宮町民と関わることでなくても広い範囲で関係してくることなら、やらなければならないということで、実際やる。誤解のないようにしていただきたいと思う。

委員長

一定の皆さまの意見が上がったと思うので、「⑥の介護施設の人員配置基準等の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」に対して机上配付の方の挙手を願う。5名である。それでは賛成多数で机上配付とする。

「⑦精神保健福祉の改善に関する陳情」についてはいかがか。内容に入らないで概略をおっしゃっていただきたい。

渡辺 精神保健福祉についての陳情は初めてではないかと思う。町でも精神障害に認定されている方がいらして、この問題というのは担当部局とともに掘り下げるのは非常に良い機会だと思うので、ぜひ取り上げるべきだと思う。

一石 私も以前から精神医療に関しては様々な課題があると文献、いろいろな情報、身近な方からも伺っている。これはぜひ審査したい内容だと思う。

羽根 国に対しての提出ということだが、内容について何故というところが分からず、いらっしゃらないということなので判断ができない。机上配付でと思っている。

委員長 請願及び陳情の取り扱いということなので、これから議運で決めていくことだが、ここは速やかに賛否だけ取って結論を出したいと思う。審議のあり方については別のところで時間を取りたいと思う。それでは机上配付か審議するか意見が二つあったが、陳情者がいないというところで机上配付に賛成の方の挙手をお願いする。賛成5名である。賛成多数で⑦も机上配付とする。

「⑧「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」についてご意見どうぞ。

渡辺 これも生活に密着する話で、ぜひ審議したいと思う。

羽根 国に対する陳情ということで、最低賃金を1500円以上となると、中小企業の経営の圧迫、日本の企業の9割は中小企業で非常に厳しいかなと思う。国にこのことを陳情することではないのではと思うので机上配付で審議する必要はない。

松崎 先ほどの繰り返しになるが、神奈川県労働組合総連合で労働者のうち、どれくらいの割合の方が、ここに属しているのかについて一番聞きたいが、いらっしゃらないので聞けないということになると本当に働いている方の切実な思いが、この陳情に結集しているのかとなると確認はできない。そうすると机上配付と言わざるを得ない。

一石 民主主義というのは絶対多数が出していることを考えるという体制ではない。少数でも真剣に願っていることを出されているわけで、私たち議会はこれも審議すべきだと思う。

委員長 大体意見が出たと思うので、「⑧「最低賃金の改善と中小企

業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情」について、説明者がいないが、いろいろ大事な内容だという声もあったが、机上配付に賛成の方は挙手をお願いします。5名で机上配付に賛成多数で机上配付とさせていただきます。

「⑨母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」である。これについて意見はいかがか。陳情者は来たいと言っているが必ず来るとは言っていない。

二宮 非常に難しい問題だが、結論は机上配付しかないかと思っている。個人的な名前も出ており、こちらも個人的にどう迫及してよいか、分からない部分もある。

委員長 難しいから机上配付という日本語は少しおかしいと思うので、後からおっしゃった個人的に出しているということに対して取り扱いすべきではないということかと。

渡辺 個人だから駄目だとは言えないが、母の境遇にご関心をお持ちいただきということだが、願意があくまでも個人的なところにとどまっているという理解をしている。この方がいらして説明したとしても事実認定が可能なのか、そのことが引っ掛かる。私は机上配付かと思う。人権問題でウイグル人の議員提案がある。そういう意味では、この訴えは非常に参考になると思う。ただ、願意が個人的なところに集束しているので、私は審査になじまないと思った。

松崎 非常に迷ったが、ポイントは事実認定かと。ウイグル人の問題もあって整合性も私は考えたが、両者の大きな違いは事実認定かと思う。これが事実だとしたら非常に申し訳ない気がするが、認定できないということで残念ながら机上配付かと。

委員長 発言された方は事実認定も難しいし机上配付でやむを得ないということだった。机上配付に賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員である。⑨に関して机上配付とさせていただきます。

協議事項は以上である。その他の事項は局長の説明の通りでよろしいか。ご異議無しということで、そのように決した。

政策総務部長 今回職員の給与条例の関係で2件出させていただいている。先ほどの日程の中で議案第53号と56号と両方あるが、件名が一緒に期末手当に関する方の職員給与条例が53号ということの判断でよろしいか。

- 委員長　　もう少し分かりやすい日本語でお願いします。もう一回言っていただけるか。
- 政策総務部長　　期末手当に関する方が即決ということでよろしいかの確認である。
- 二宮　　53号と56号を一緒にするのか。
- 政策総務部長　　一緒ではなく別だが、件名が一緒なのでどちらがどちらだか再確認である。議案の説明資料で出した議案の7番と8番に出ているので、即決していただくのが7番、委員会付託でお願いするのは8番ということでよろしいかの確認である。
- 委員長　　その部分は間違えないようにと今政策総務部長が皆さんに確認したということである。私から伺いたいのが、題名がこのように全く同じ場合、工夫ができなかったのか。
- 政策総務部長　　条例の上程に関しては条例名称でしか記載されないので議案の資料の中身の、提案理由の部分で説明させていただくことしかできなかった。
- 委員長　　局長、もう一度分かりやすく説明していただきたい。
- 局長　　二宮町職員の給与に関する条例で、12月1日で今回日程を前倒しにさせていただいた。この関係は人事院勧告の基準日が12月1日になる為である。そこで即決をいただかないと進まないということになるので、期末手当の分については即決でお願いします。ただ地域手当の支給割合の改正については委員会に付託し審査していただくという理解でお願いします。
- 委員長　　今ので、ご理解いただいたと思うので、よろしくお願いします。それでは執行者側の退席をお願いします。

② 令和4年二宮町議会定例会開催予定表（案）について

- 委員長　　令和4年二宮町議会定例会開催予定表（案）について庶務課長より説明がある。
- 庶務課長　　令和4年二宮町議会定例会開催予定表（案）をご覧ください。第1回から4回までの内容で請願・陳情の受付締め切りから総括質疑受付締め切りまで載せている。今年是一般質問について3月、9月定例会で一日になっているが、これを皆さんから増

やしてほしいと要望があったので、これを反映させるような形で、これに関しては年度でやっており、今回の3月の第1回の定例会では反映していないが、9月の第3回の定例会では、それを反映させるかたちで今年よりも会期を1日延ばして、普通だと会期が26日だが、27日に延ばして提案させていただいている。増やすにあたって、以前から執行者からも要望があり、趣旨確認を徹底していただきたいということがあった。それを反映させる形で今回は一般質問の締め切り日を少し前倒しにさせていただき、議会運営委員会が開催された翌日から受付をさせていただく。締め切り日を今までは定例会の二日前の正午までだったが前倒しさせていただき、議案発送が終わった翌日17時までの予定でお願いしたい。総括質疑は今まで通りで、今までの先例確認事項だと一般質問の受付の前日となっていたので、それはそのままだと、定例会の初日の3日前というふうにすると今まで通りで、それが総括質疑の締め切り日という形で予定を組んでいる。それを反映したのが、それぞれの1回目から4回目までの日程である。第1回は2月18日から、第2回は6月3日から、第3回は9月2日から、第4回は12月15日からとなっているが、第4回は改選があるので開催日が遅くなっている。第4回については臨時会を12月2日に開催させていただき、各種、議長、委員会の構成等を決めていただく。残りのページには1回、2回の内容を細かく記載しているのでご確認いただければと思う。

委員長

今の説明で分かりづらければ質問を受け付けるがいかがか。そんなに難しい話ではないので、そのような形で進めて、3月に一般質問の日にちを増やしたいところが、三月には増えないというのが残念なところだが、執行者側からはそのような提案であった。開催予定表(案)について、議運の皆さんは今の説明で了解いただいたということですのでよろしいか。異議なしとのことで、全協に提案させていただく。

松崎

趣旨確認については、ルールとして定めることはしないと理解しているが、今、異議なしとすると趣旨確認をルール化するのを認めてしまったということになりかねないと思ったので、確認させてほしい。私は、それはまだルール化していないと考えている。

委員長

課長から一般質問は二日間になるが、極力、趣旨確認をしていただきたいと話があったが、松崎議員はそこは認められないという話か。

松崎

何をもって趣旨確認なのか。たとえば、執行者側が確認でき

たと思って、趣旨確認が完了だったら、それはとんでもない話である。私は趣旨確認の言葉の定義がまだはっきりとしていないと思っている。

委員長

そこのところの日本語が分かりづらいし、ルールが私どもの二宮町議会がやってきたことは慣例みたいなところがあって、そこはもう一度、議運のメンバーで分かりやすい仕組みにした方がよいのかと思う。

前田

今の議題は二番だと思うが。開催予定表(案)をやっている。今の松崎議員からの質問に対しては三番の先例及び確認事項になってくるのではないかと思うがいかがか。

委員長

確かに先例及び確認事項になると思う。(3)は、また違う部分を取り上げて話をさせていただくが、おっしゃる通りで、二番のこれから一年間の議会開催予定について課長の趣旨確認をしてくださいということに囚われて、案について反対とかないですよ。開催日程はこのままでいくということで、ここで決定したいと思うので、それについてはよろしいか。趣旨確認というところでは今日ではなく、勉強会も含めてやりたいと思うのでよろしく願います。

③ 二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項について

委員長

二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項変更案についてである。先ほど日程の中ですでに説明している。課長から手元の資料について説明していただく。

庶務課長

二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項変更案についてである。これは二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項から抜粋したもので、第六章の「発言」という章がある。先ほどご了承いただいた一般質問の開始と締め切りの関係が記載されている。一般質問はここに書いてある通り、一般質問通告の締め切り期間は議案発送日の午前9時から本会議初日2日前の正午となっていたものを、今提案した内容で変え、受付を定例会前の議会運営委員会の開催日の翌日午前9時からとして、締め切りを議案発送日の翌日午後5時までとすると先例確認事項も変えさせていただく。下の総括質疑について、締め切りが先例確認事項に記載されており、通告の締め切り日は一般質問通告締め切り日の前日17時までとされている。これは先ほど申し上げた通り、総括質疑については今まで通りとすると、一般質問の先例確認事項が変わった関係で、ここも変えなけれ

ばならないということで通告締め切り日は今まで通りと記載し直すと、本会議初日3日前の17時までと。このような形で先例確認事項を変えさせていただきたいということである。

委員長 今の説明に質問があるか。

渡辺 総括質疑が結構分かりやすかったが、一般質問の通告について議案発送日からスタートして、本会議初日の二日前が今なのか。それが今度は定例会前の議会運営委員会開催日の翌日ということは、今回に仮に当てはめると、明日ということになるのか。そうすると随分早くなる。実質1週間ぐらい早くなる。

一石 早くする理由は何か。

庶務課長 今まで通りだと定例会の二日前の正午だが、その後、定例会のすぐ後に、うちの方で一般質問を取りまとめて、それを執行者側に送り、そこから定例会前の打ち合わせという会議があって、その中で一般質問の関係についても、どのように答弁していくか協議する場がある。その時に今まで通りだとぎりぎりに通告書を持って来られて、趣旨確認をあまりしていただかない状況だと、その会議であまり進展できないということもあり、前倒しにさせていただくと、そういった間に期間ができるので、その間に趣旨確認の時間も取れるので、執行者側も協議がしやすく、一般質問について町民が理解しやすい議会運営、一般質問の内容になってくるということで、ぜひお願いしたい。

一石 趣旨確認は通告前にすることだと思っていた。そうではないのか。

委員長 それはいろいろなパターンがあると思う。

一石 通告の前に私は趣旨確認をすると思っていたが、今の話だと、通告の後にも、議員と行政側が詰めて話し合った方がよいということか。

委員長 執行者側は答弁を書くにあたり、確認したりする時間がほしいということだと思う。二日にするというので、それに伴って。

一石 私はいつも早めに準備がすることができなくて、結構ぎりぎりだった。それが一週間早くなると、私は困る。

羽根 基本的な考え方だが、12月なら12月に定例会があって、い

ろいろ議案が出されたりするのもあり、それによって状況が変わったりする内容の質問がしたいということもあるかもしれない。そういうのは前の段階ということでやるのだと、何かずれるような気がする。あんまり早すぎると、すごい前のことまでのことを、その定例会でやるようなことになってもおかしくはないのかと。今まで私はそこに係わるようなテーマはそんなに無かったと思うので、できてきた。議案を見ないと何とも言えないというような質問があるのではないかと思うが、基本的にはどのような考え方なのか。

局長

一石議員の趣旨確認をどの時点でやるのかとのことだが、通告前にやっていただくのは当然のことだと思う。通告されてからも細部の部分でどういうことなのかということ、執行者とより深く調整をしていただきたい。羽根議員が言うように、議案を見てみないと、どういう質問をしてよいのか分からないということがあると思うので、締め切りが議案発送の翌日ということである。いろいろと議員の皆さんは諸課題を抱えられ、一般質問、総括をしたいと、このところを執行者側に正したいと常に思っているかと思う。そういう内容については議案を見なくても、その部分についてはまとめていただき通告していただく。議案にどうしても関わる内容について確認を取られた上で、議案発送の翌日までということに締め切り日を設けた、そういう理由である。

一石

通告の趣旨確認がしっかりできていれば、こんなふうな日程にしなくてもよいということか。現状だとできていない。

局長

早めているもう一つの理由にタウンニュースに掲載することで議員の皆さんの質問内容をより周知ができるということもある。大磯町の例をとると一週間ぐらい早めている。そういう形で町民の方々にも質問の内容の周知もできるということも一つ理由にある。

委員長

いろいろ個人的にはやりづらいと思っているが、スムーズに議会運営をし、町民の方により開かれた議会にするために議員も努力を求められると思う。日にちを変えることに合わせて先例及び確認事項の変更をしたいという案に関してご了承いただけるか。

渡辺

そういうパターンになってしまうと思うから、最初は辛いと思うが積極的な面もあるかと思うので私はよいと思う。

委員長

変更案の案を取って変更にしたいということで、議運の皆様

はご了承いただけるか。それではそのように決した。

その他

委員長

議会運営委員会の委員の構成についてである。先月の議長からの提案で皆さんにご承認いただいた、現在の委員構成を改めて委員の構成は「各常任委員会から委員長を含む計4名から計8名をもって組織する。」という正しい先例確認事項に基づいて、両常任委員長を含んだ委員構成に戻す。このことについては両常任委員会でそれぞれ協議をいただき、常任委員長が新たに加入されるにあたって交代していただくことになっていて、抜ける委員は二宮委員と前田委員と報告をいただいている。新たな委員構成は、委員長は小笠原、副委員長は杉崎委員、松崎、羽根、渡辺、根岸、大沼、一石委員で次回の会議12月1日より適用したいと思うがいかがか。

(「はい」との声あり)

異議なしと認め、それではそのようによろしく願います。

もう一点、一般質問の時間である。コロナが収束したとは言えず、毎日亡くなっている方もいらっしゃるし、感染者も出ているという報告もニュースでされている。現実には私どもの町の公共施設で飲食はまだできないが、通いの場は再開している。国でも食事の制限を外すとか平常モードになりつつある。私どもの町はコロナ対応の一般質問の時間を短くしてきた。一般質問は一人1件40分が30分になっていることについては10分短い、それほど抵抗なく進んでいるような気がするが、2件の場合、2件あっても30分で持ち時間があまりにも少ない。2件ある人は私もそうだが、内容が深まることができなかったというのが事実であるというふうに感じている。2件に関しては今まで通りに戻す方が、より議員の皆さまの質問のしやすさを感じるが、それについて意見を伺う。今のコロナの感染状況、100パーセントマスク無しで暮らせるという条件にはなっていないが、コロナ対策でこのルールを決めた時のコロナウィルスに対する恐怖とか危険が未知だったが、皆さま、予防接種等対策していることをふまえて状況が変わっている、そろそろ持ち時間を考え直したらよいのではないかと思うがいかがか。

前田

時間変更に賛成する。ただし、一問についても40分にしてください。一問40分、2問60分とコロナの前の状態に戻していただければありがたい。

松崎

結果的に前田議員と同じだが、付け加えさせていただきたい。そもそもコロナだから時間を短くするということが私は全く

分からない。コロナだから長くするぐらいだと。議会は何をやっているのかという話である。

委員長

時間の改革はコロナが一つのきっかけであるが、働き方改革と手話の方の時間の制限もあってということも付け加えさせていただきたい。

渡辺

手話の方の手配だが、この状況が元に戻っていないと。40分、60分に戻すのは賛成であるが。実務上、困難が出てこないかが問題である。事務局の方で、手話通訳が5時までには終わらなければいけないとか、そのへんについても若干状況が変わっているのか教えていただきたい。

庶務課長

手話通訳の件だが、基本は5時である。そういう場合、延びたなら仕方がないので、やらせていただく。コロナの時は大変だったが、通常なら少し延びてしまうのは仕方がないと回答をいただいている。

委員長

12月議会に関して一般質問が二日間あるので、手話の方に関して今回の12月議会は問題は無いかと思う。他に今発言された方以外で違う意見があったら発言していただきたい。

二宮

戻すというのは、二宮町の決まっていた内容に戻すというような結論で聞いていたが、その他の議会を研究されて時間についても新しい議運のメンバーでもう一度いろいろな案を出しながら研究してみてはどうかと思う。よそは自己申告でもやっていたりする。

委員長

新しい議運のメンバーがもう決まっているので、ここで再度時間配分検討について私もそうだと思う。私の説明の中で2問の中でということで話したが整合性が取れないので、コロナも収まってきたので以前のルールに戻したいと提案をさせていただく。それについて異論のある方は無いか。持ち時間は1件一人40分、2件、3件でも60分に戻したいと思うがいかか。異議無しということで12月議会から願います。一人の持ち分とかやり方について、今、二宮委員から提案があったように他の議会のように試行錯誤しながら、町民に分かりやすく、議員自身もしっかり質疑できるような手法を改めて検討していきたいと思うのでよろしく願います。よろしいか。

渡辺

常任委員会の場所だが、今度はどうするのか。第一委員会室でやるのか、コロナ対策で、ここでやるのか。できれば委員会室の方がいろいろな意味で話しやすいと思っている。

委員長 決算委員会の時に第一委員会室でとの話もあったが、職員も多いとのことで、こちらにしたが、常任委員会は担当の職員しか入らない。条例改正なら総務系で、今回、陳情も無い。

局長 消防と総務が入る。

委員長 大勢で状況が変わらない。うちの町の議会が前回は緊急事態宣言中だった。今、公共施設だと、百合が丘の児童館とか 23人だったところが、今回の町の指示で倍の 46 人は入れるようになった。そこから考えると、ある程度、人数が入れられると思うので、よりやりやすい方向で決定して皆様にお知らせするというので、こちらに任せていただいてもよろしいか。ご意見をふまえて協議したいと思うのでよろしく願います。本日はこれで終わりにするが、新しい議運のメンバーで勉強会を開きたいと思っているが、12 月議会も迫っているので事務局と相談しながら日程を決めていきたいと思うので、協力をお願いします。今日から議長会の勉強会がユーチューブで見られるそうなので、ご覧いただければと思う。

閉会 14 時 50 分